

障害者自立支援法の改正に係る定款変更等の取扱いについて

1. 法人の定款変更について

平成 24 年 12 月 21 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡のとおり、「障害者自立支援法」について、平成 25 年 4 月 1 日から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」に改正されたことにより、法人の定款内容に「障害者自立支援法」という用語を用いている場合には、定款変更が必要となる。ただし、法人が定款内容を変更する必要性がある場合であって当該変更に一定の猶予を認める場合は、定款の該当部分に同法に定める事業が具体的に明記されている場合、その他の定款内容が明確に障害者総合支援法に係るものであると判断できる場合とされている。

なお、「共同生活介護」については、平成 26 年 4 月 1 日から「共同生活援助」に一元化され、法律の規定上、「共同生活介護」を「共同生活援助」として類推できないことから、猶予期間は認められていないので留意すること。

【定款具体例】

次の場合は、「障害福祉サービス事業」、「相談支援事業」という事業名により、障害者総合支援法に基づく事業であることが類推できるため、定款変更により一定の猶予を認める場合となる。

〔変更前〕

定款 第〇条 この法人は、その目的を達成するため・・・次の事業を行う。

1. 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業
2. 障害者自立支援法に基づく相談支援事業

〔変更後〕

定款 第〇条 この法人は、その目的を達成するため・・・次の事業を行う。

1. 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
2. 障害者総合支援法に基づく相談支援事業

次の場合は、「共同生活介護」という事業名により、障害者総合支援法に基づく事業であることは類推できるが、平成26年4月1日から「共同生活援助」に一元化されることから、原則、平成26年3月31日までに定款変更を行う必要が生じる。

〔変更前〕

定款 第〇条 この法人は、その目的を達成するため・・・次の事業を行う。

1. 障害者自立支援法に基づく共同生活介護事業
2. 障害者自立支援法に基づく共同生活援助事業

〔変更後〕

定款 第〇条 この法人は、その目的を達成するため・・・次の事業を行う。

1. 障害者総合支援法に基づく共同生活援助事業
2. ~~障害者自立支援法に基づく共同生活援助事業~~

※前項と同事業のため削除

なお、厚生労働省と法務省との調整においては、平成26年3月31日までに、定款変更が行われていない場合であっても、実質的な問題は起きないため、直ちに法違反とせず、早々な定款変更を促す程度にとどめるとされている。

2. 特定非営利活動促進法に基づく定款変更申請について

特定非営利活動促進法に基づく定款変更申請については、法第25条に定められており、活動・事業の種類の変更による定款変更（法第11条第1項第3号）については、同条第3項に規定されている所轄庁の認証により効力を生じるものとされている。また、同条第4項において、第11条第1項第3号に掲げる事項に係る変更については、定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を添付することとされており、障害者自立支援法の改正に係る定款変更についてもこれに準ずるもの解される。

ただし、「障害福祉サービス事業」、「相談支援事業」という事業名により、障害者総合支援法に基づく事業であることが類推できる定款変更については、所轄庁において事業内容等の変更がないことを確認した場合に限り、当該事業計画書及び活動予算書の添付を省略することができるという取扱いとされたい。